

# 令和5年度 第1回武蔵野市総合教育会議

日時：令和5年5月11日（木）

場所：武蔵野市役所西棟4階 412会議室

令和5年度第1回武蔵野市総合教育会議

○令和5年5月11日（木）

○総合教育会議構成員出席者

市長	松下 玲子	教育長	竹内 道則
教育委員	清水 健一	教育委員	井口 大也
教育委員	高橋 和	教育委員	岩崎 久美子

○総合教育会議関係者

副市長 伊藤 英穂

○事務局出席者

総合政策部長	吉清 雅英
教育部長	藤本 賢吾
子ども家庭部長	勝又 隆二
企画調整課長	真柳 雄飛
市民活動推進課長	馬場 武寛
子ども子育て支援課長	吉村 祥子
子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長	石川 久雄
子ども育成課長	吉田 竜生
児童青少年課長	岡 達人
教育企画課長	牛込 秀明
教育企画課学校施設担当課長	西館 知宏
指導課長	荒井 友香
指導課統括指導主事	高丸 一哉
教育支援課長	祐成 将晴
教育支援課教育相談支援担当課長	勝又 玲子
生涯学習スポーツ課長兼武蔵野ふるさと歴史館担当課長	高橋 徹
生涯学習スポーツ課スポーツ推進担当課長	茂木 孝雄
図書館長	森本 章稔

事務局 企画調整課 佐々木、相馬  
教育企画課 柴田

午後 1 時 15 分 開会

## 1 開 会

○松下議長 ただいまから令和 5 年度第 1 回総合教育会議を開催いたします。

5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の扱いが 5 類に移行になりました。5 類移行後におきましては、一人ひとり、個人の判断で気をつけながら生活をしていくということになると思います。3 年半にわたって、学校現場やさまざまな地域のコミュニティの現場で、新型コロナウイルス感染症対策を続けながら、いろいろな活動をしてくださっている多くの市民の皆様、また医療関係者の皆様のこの間のご努力に心から感謝を申し上げますとともに、今後もコロナ禍というのはまだ当分続いていくわけですので、皆様とともに力を合わせながら取り組んでいきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

まず、新年度を迎えまして、会議のメンバーにも変更がございましたので、初めに、新たに就任された方から一言ご挨拶をお願いできればと思います。

○岩崎委員 教育委員を拝命させていただきました岩崎久美子と申します。非力ですが、精いっぱい務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○松下議長 そして、4 月 1 日付の人事異動で事務局職員に変更がありましたので、順番に自己紹介をお願いいたします。

○藤本教育部長 このたびの人事異動で総務部長から教育部長に着任いたしました藤本でございます。よろしく願いいたします。

○荒井指導課長 このたび、4 月 1 日から指導課長を拝命いたしました荒井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋生涯学習スポーツ課長兼武蔵野ふるさと歴史館担当課長 このたびの人事異動で生涯学習スポーツ課長兼武蔵野ふるさと歴史館担当課長を拝命いたしました高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○森本図書館長 4 月より図書館長となりました森本と申します。よろしく願いいたします。

○松下議長 お願いいたします。皆様ありがとうございます。

## 2 報告事項

### (1) 武蔵野市子どもの権利条例の施行について

○松下議長 報告事項の(1)「武蔵野市子どもの権利条例の施行について」から始めま

す。資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○吉村子ども子育て支援課長 それでは、子ども子育て支援課からご説明いたします。

さまざまな皆様方のご協力をいただきまして、令和5年4月1日より「武蔵野市子どもの権利条例」が施行されました。「武蔵野市子どもの権利条例」は、検討の過程でも、子どもたちをはじめ、教育委員の皆様にもパブリックコメント等をいただきまして、一緒に考えていながら制定に至ったものと大変感謝をしております。ただし、制定されておしまいというのではなく、制定されたことがまた新たな始まりだと思っております。

4月15日号の市報特集号を全戸に配布し、広くお知らせするとともに、LINE、ツイッター、すくすくナビなどで条例が制定されたことをご案内しております。また、本日の配付資料「こどものけんりってなあに？」についても、市立、私立を問わず、市内の全小学校、中学校、高等学校にお届けし、また、市内在住で市外の小、中、高等学校に通っている子どもにも個別に郵送するなど、広く条例の内容をお知らせしております。また、市立の学校につきましては、先生方のご協力をいただきまして、学習者用コンピュータでも配信をさせていただいております。

本日は、「こどものけんりってなあに？」第6号で子どもの権利条例の内容についてご説明をさせていただきます。

最初に「武蔵野市子どもの権利条例ができました」とありまして、ここに条例の目的が記載されております。この条例は、権利の主体である子どもが、ご家庭はもちろん、保育園、幼稚園、学校など、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らせるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的としております。

その下に「子どもの権利とは？」とありますが、これまで条例検討の過程でもお伝えしておりましたが、子どもの権利は、1989年に国連で採択され、1994年に日本でも批准されている「子どもの権利条約」に基づいております。「子どもの権利条約」では、子どもを権利の主体と位置づけ、子どもを大人と同じように、一人の人間として権利を持っていることが記載されています。

武蔵野市では、「子どもの権利条約」に定められた子どもの権利を守るとともに、記載されている8つの権利を特に大切な権利として守っていくことを条例で定めております。この8つの権利についても、武蔵野市が考えた新しい権利というわけではなく、条約に基づき、全ての子どもが持っている人間としての権利です。

また、「武蔵野市子どもの権利条例」は、「子どもの権利条約」だけでなく、日本国憲法や子ども基本法、教育基本法、学校教育法など、全ての関連する法令に基づいております。

「こどものけんりってなあに？」の下段には、条例の前文の一部「子どもたちのことば」を記載しております。子どもたち自身が考えた「子どもたちのことば」が実現できる、子どもにやさしいまちを目指すことで、この条例の権利の主体が子どもたちであることや、

武蔵野市が子どもたちの願いや気持ちを尊重しながら、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現を目指すことを明らかにしております。

ページを開いていただいて、中面をご覧ください。条例の内容をご紹介します。

最初に「1 子どもの権利を保障するための役割」を記載しております。武蔵野市では、子どもの権利が保障されるためには、行政だけでなく、また、子どもがいるご家庭や保護者だけでなく、学校など子どもの施設や市民が連携して、子どもにやさしいまちづくりをしていくことが大切であると考え、それぞれの役割を規定しております。

その下に「2 子どもの安全と安心の確保」とありますが、市民と協力して子どもを犯罪や事故から守ることを規定しております。また、子どもへの暴力・虐待・体罰・いじめなどは、子どもの権利を侵害する行為であると位置づけ、誰であっても、どのような理由があっても、してはいけないことと規定しております。

右側のページでは「子どもにやさしいまちづくりの推進」について記載しています。子どもにやさしいまちづくりを推進するために、具体的には第 13 条で、子どもが自分らしく居られる場所が必要であり、市はそのような居場所づくりを推進していくことが規定されております。ここには、学校も子どもの居場所であるということも記載しております。

また、その2つ下に「第 17 条 子どもの意見表明」について記載しております。市や、保護者を含む市民、保育園や学校など子どもにかかわる施設の関係者が、子どもが自分の意見を言いやすい環境の整備に努めることなどが規定されております。

また、第 18 条では、子どもが市民の一員として市のまちづくりに参加できることなどを規定しております。

最後のページに「4 子どもの権利を守るための具体的な仕組み」として、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害されたときに救済を行うことを目的として、子どもの権利擁護委員を置くことが規定されています。子どもの権利擁護委員の役割は、記載のとおり、子どもからの相談に応じて必要な支援をしたり、子どもの権利の普及啓発をしたりということをしていただきますが、まだ設置されておられません。吹き出しのところに書いてありますが、令和 6 年度中の設置を目指して、検討・準備を進めております。

最後に、第 4 条、5 条「子どもの権利を知ってもらうための取り組み」、子どもの権利の普及啓発について規定しております。最初にお伝えしたとおり、子どもの権利条例は、制定されておしまいというのではなく、これからも子どもの権利について伝えていくことが大変重要であると考えております。学校にもご協力をいただきたいと思います。市では、条例の内容を紹介する子ども向けのリーフレットなども作成していく予定です。

また、条例で 11 月 20 日を武蔵野市子どもの権利の日と規定し、子どもの権利を知ってもらうための取り組みやイベントを行ってまいります。令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、市は、子どもの施策に係る基本計画であり、また、子どもの権利条例の推進計画となりま

す「子どもプラン武蔵野」の策定作業に入っておりますが、子どもの権利条例に基づき、子どもの意見や市民の皆様の意見を聞きながら策定をしていく所存でございます。これからもご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○松下議長 ただいまの説明について、ご質問がある方はお願いいたします。

○岩崎委員 2点ございます。1点目は、3の「子どもにやさしいまちづくりの推進」に関して、特に、子どもの意見表明、あるいは子どもの参加ということに対してです。子ども議会という形で子どもを中心に参画させる仕組みを持っている自治体がありますが、武蔵野市は子どもがまちづくりに参加する具体的なプランとして、子ども議会のようなものを持つ計画はあるのかとの質問です。

2点目は、もっと具体的な話で、武蔵野市の市民科のような教育課程に、子どもの意見表明、あるいは子どもの参加といった市民性を育成するようなプログラムをどう位置づけるかという、教育課程との連携について、お聞きしたいと思います。

○吉村子ども子育て支援課長 1点目について回答させていただきます。

3ページの意見表明や参加のところですが、制定の過程でも議会でも議論がありまして、子ども議会をつくるのかというところが検討委員会の中でも議論がありました。実は、検討委員会の中間報告では、子ども議会のようなものがあつたらいいんじゃないかと記載されていますが、実際のところを見ると、その議会というのは形骸化してきたり、先生方のほうがすごく疲弊してしまうような、議会を形成するために大変になるのではないかと意見もありました。あと、何度かパブリックコメントやアンケートをとりましたが、子どもからも、意見表明の場としては、子どものワークショップであるとか、アンケート調査、インタビュー、意見箱の設置などいいのではないかとアイデアもあって、そういうものも仕組みづくりの中に含まれますということも議会でも説明しております。子ども会議や子ども議会というのも仕組みの一つであるとは思いますが、そこまでは条例の中には書いていないというのが現状です。

もう一点、子どもの参加のところでは、武蔵野市では、中高生世代のワークショップのTeens ムサカツというのがありまして、子どもの権利条例も、その子どもたちから意見をたくさんもらいながらつくっています。引き続きTeens ムサカツなどの取組みにより、これからも子どもたちの意見表明、あるいは参加の機会を確保していきたいと思っております。

○高丸指導課統括指導主事 委員がおっしゃるとおり、武蔵野市民科における子どもの意見表明、あるいは参加というところは、非常に可能性のある取組みだと考えております。武蔵野市民科では、自立、協働、社会参画というところを大事に取り組んでいくということで、各校、工夫して行っております。これまでも、市長に参加いただき、市長への提言という形で、このまちについて、こういったことをもっとやっていったらいいのではない

かという提言をしているような小学生あるいは中学生の取組みなどもあります。こういったところは、各校に情報共有させていただいております。それぞれの学校の実態に合わせて、自分たちの地域、あるいは自分たちのまちというところに、もっとこうしたらいいんじゃないかな、こうしたらもっと素敵なまちになるんじゃないか、そういった提言や発信ができるような工夫ということは、それぞれ学校に促していきたいと思っています。

○松下議長 ほかにございますか。

○高橋委員 これはお願いになるとは思いますが、こういう条例が新しくできたんだというのは、いろいろな周知でわかっても、実際にそれを生かしていくのはなかなか難しいと思います。「こどものけんりってなあに？」とありますが、子どもの権利を守るために日常の市民レベルで何ができるだろうというのは、実際に考えてみると難しいと思います。なので、より具体的にこういうことをしてあげたら子どもの権利は守られるよねということがわかるようなものがあるといいと思いました。

また、だけではなくて、実際に自分の中で理解して、かみ砕いて、それを生かして、ようやく本当の理解になると思います。ですから、子どもたち、例えば、小学校の高学年が、子どもの権利を下の世代に伝えていくとか。教えるためには、自分たちがきちんと理解していなければ、伝えることもできないというような、子どもたちの中の循環というものが活発に行われることが、真の意味でのお互いの理解とか啓発につながるのではないかなと思いましたので、意見をさせていただきました。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○竹内委員 今の高橋委員のお話に関連して、お話ししたいと思います。

非常に多くの学校で、子どもの権利条例ができたこと、例えば、こういった前文なども学校だよりで紹介しています。それから、集会でも校長先生が子どもたちに向けた話をしたりして、理解や周知を図っています。高橋委員もおっしゃるとおり、それを子どもたちがどういうふうに理解して、学校の中でお互いが、当然、先生たちとの関係もそうですけれども、自分たちが生きている集団の中でどういうふうに大事にしていくか、理解していくかということが大事だと思うので、ぜひ学校の日常の教育活動の中で、子どもの権利条例を理解していく、生かしていくということにつなげたいと思っています。

それから、子どもが意見を表明したり、参加をするという意味でも、子どもが学び育つ施設は、物事を決めるときや、いろいろな事業、あるいは行事の中で、決めることに子どもたちがかかわること、そのような機会をつくっていくことも大事だということも、校長会などで話しているので、日常の中でどのように生かすかということにつなげていっていると思いますし、これからもそこはよく促していきたいと思っています。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○井口委員 3番の「子どもにやさしいまちづくりの推進」の「学校以外の多様な学びの

場づくり」について、少しお話をさせていただきたいと思います。

当然、「学校以外の」という部分ですので、ぜひ学びの場は、公立や民間も含めて、運営する実施主体も多様なかかわり方で進めていって、困った表情をしている子どもが1人でも2人でも多く笑顔がふえていくような、一つの根拠になったらいいと思っています。

また、子どもや子育てにかかわりが薄い大人の方々には、なかなか伝わりづらい部分があると思います。家庭でお話ししたり、学校経由で伝えていく、市報などで周知したとしても、なかなか伝わらない方々にはどのようにしていったらいいのか。

例えば、公園には大人やお年寄りも散歩に立ち寄ったりお弁当を食べに行ったりするので、ぜひ子どもの権利条例ができたことを、子どもも多く過ごす場所として、公園のスペースなどを活用して、そういう世代の方々にも知っていただけたらと思います。

先日、私がとてもうれしいなと感じた話があって、願い事が「叶う」という漢字、口偏に十と書く漢字をもじったことから感動したのは、「叶う」のつくりのほうの十はプラスのことを言っている。発する、そして表現していく、それを口から出すことで願いが叶うんだという話に、とても感動しました。

ぜひ子どもも大人も、みんなが子どもの権利条例というものができたということを知って、笑顔がふえていく、そんなまちになったらなと思ってお伝えさせていただきました。

○松下議長 ご紹介ありがとうございます。ほかにございますか。

○清水委員 教育長の話の中に、学校だよりでどんどん発信しているという話がありましたが、教員同士が学び合う勉強会や、保護者にどのように伝えていったらいいかということ、学校の先生たちが今考えているということをお伝えしておきたいと思いました。

それから、岩崎委員から子ども会議という話があって、子どもが意見を発する場をいろいろ用意してくださっているというご回答があり、それはとてもいいなと思っています。今は、子ども会議というのを予定していないというご説明でしたが、おそらく子ども会議は、子どもたちにとっていろいろな力をつけていく場だと思います。ですから、今はまだ考えていないかもしれないけれども、これから先、いろいろなやり方があると思うので、ぜひ子どもたちにとって、さらによりよい意見を発表する場としての子ども会議をぜひ考えていただけるといいと思いました。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、皆様、ご質問やご意見、ご紹介等、ありがとうございました。

## (2) 第六期長期計画・調整計画策定における学校給食無償化の議論について

○松下議長 続きまして、報告事項の(2)「第六期長期計画・調整計画策定における学校給食無償化の議論について」、事務局から説明をお願いいたします。



○真柳企画調整課長 それでは、資料3をお願いいたします。

まず背景ですが、国において、「次元の異なる少子化対策の実現」の一つとして、学校給食費無償化に向けての課題整備を行うとされたところです。本市においても、第六期長期計画・調整計画の策定において、討議要項には記載がないものの、市民や市議会議員との意見交換を通じて、学校給食費の無償化に関する意見が寄せられたところです。これらを受けて、本市においても学校給食費無償化に関する検討を進めていくに当たり、この調整計画策定過程において議論していくこととしたところです。

2の学校給食実施に係る食材費について、現在は、公立小中学校の保護者に食材費をご負担いただいています。今後市がこれを実施するとなった場合には、約4億8,000万円という金額を負担していくということになります。

参考までに、3として、都内の実施状況を表でまとめております。一定程度大きな金額がかかるものですので、今の調整計画の策定の中で議論を進めてまいります。

○松下議長 ただいまの説明につきまして、ご質問等をお願いしたいと思います。

○伊藤副市長 少し補足いたします。長期計画・調整計画策定委員会が市長と意見交換をしたときに、市長から問題提起というか、課題として考えているということを発表いただいて、それと前後して、市民意見交換会や、議員との意見交換でも無償化の話が出てきました。

この間の策定委員会では、じっくり考えるべき課題かなというふうに、ちょっとトーンが変わってきているのも事実です。4億8,000万円という数字も出しましたので、これが恒久的に続いた場合にどうなのか。国の動向がよくわからないというところもあるので、優先順位がここなのか、ほかの教育的課題を優先するのか、そのあたりをもう少し議論しないといけないという話になりました。

今後の予定としては、これから庁内部課長と策定委員との意見交換があり、計画案をつくっていくという流れですので、本日、教育委員のみなさんの意見をいただけたらと思います。

○松下議長 副市長は長期計画・調整計画の策定委員でもございますので、ご説明いただきました。ありがとうございます。

では、ご意見やご質問等ございますか。

○清水委員 武蔵野市の学校給食は、安全面や食材の良さをすごく大事にできていますね。給食というのは、栄養補給の場でもあり、学校教育の中で非常に大切な教育活動であると思います。日本の食文化や、自分の健康といったものにしっかり目を向けていくという意味において、今の武蔵野市の給食の良さをこれからも大事にしていていただきたい。これだけは絶対に譲ってはいけないと思います。ですから、給食無償化に拙速にかじを切るのではなくて、武蔵野市らしさというものを第一に考えて進めていただきたいと思いま

す。

○松下議長 ありがとうございます。

○岩崎委員 学校給食というのは、今、清水委員がおっしゃったように、食べるという生きる上での基本ニーズ以外に、副次的な機能があり、特に学校教育の場面では子ども達のコミュニケーションの場としての教育的機能があると思います。途上国などで初等教育を受けられない子どもたちにキャンペーンを打つときには給食という誘引ですが、日本の教育場面では、給食を介したコミュニケーションがより重要と思われます。「おいしい」という言葉を共有するだけで、どんな人間関係も一時で氷が解けるもので、同じ釜の飯を食べる意義というのはすごく大きいと思っています。

経済的に厳しいというご家庭に対しては、これまでも十分手当ををしていますし、逆に、私は、無償化よりもお金を取ってでも、武蔵野市の給食は安全でおいしくてとても魅力的だというほうに舵を切って良いのではないかと考えています。地方自治体によってはそういうことが不可能なところはたくさんありますし、先ほど言ったような生きる上での基本的ニーズを充足する目的で無償化が必然というところはあるかと思っています。しかし、武蔵野市の場合は、給食をより豊かなものすることができる自治体ではないかと思うのです。

給食は、単純に食べるという行動ではなくて、人間関係の潤滑油であり、学校になかなか来ることができない子どもたちでも参加できるような時間であるということに目を向けてもらえるといいなと思います。

○松下議長 ほかにございますか。

○高橋委員 財源が無制限にあるのなら、当然、無償化になるのが望ましいと思いますが、ここから何十年と学校改築が続くことも鑑みると、子どもたちにいいだろうと即ちすぐに無償化するというのは、難しいのではないかと考えています。4億8,000万円というのはすごい数字です。今までどおりに、なかなか給食費が支払えない家庭への補助はもちろん続けていただきたいと思いますが、それ以外はもう少し慎重になってもいいと思います。

○松下議長 ありがとうございます。

○井口委員 これは単年度ではなくて、一回始めるとずっと続けるのか、または、数年間だけ無償化するのか。一回始めると今度は戻しづらいと思います。また、小中学校9年間に関わっていくものなので、とても慎重に考えていかなければいけない。親にしてみれば、単純に無料になるからありがたいですが、本当にそれだけでいいのかどうかということも含めて考えてほしいと思います。

給食費無償化になることで、教育に充てられる予算の中で、この4億8,000万円が、プラスでかかってしまうから、ほかの部分の削るとなると、同じお金をもっとほかの部分で活用できるのではないかというふうになって、同じ枠組みの中で進めていくのも、それもまたどうなんだろうという思いがあります。

○松下議長 ありがとうございます。

○竹内委員 私は、長期計画・調整計画策定委員会では是非ご議論いただきたいと思いますが、その際には、ほかの自治体でも何を目的にするのか。経済的な対策なのか、あるいは子育ての応援という趣旨なのか。もし行うのであれば、どういう目的で無償化するのかというのを十分にご議論いただいて、その上で調整計画における記載を決定していただきたいと思います。

○松下議長 ありがとうございます。

先ほど伊藤副市長から、長期計画・調整計画策定委員会と市長との意見交換で議題に上がったと説明がありましたので、私自身の思いを少しお話しさせていただきます。

まず前提として、委員の皆様がおっしゃるように、これは慎重に議論をしていかなければいけないことだと思っています。というのも、一度導入を決めた際には、少しやって、無理だからやめたというわけにはいかないのです。毎年、約5億の新たな費用がかかっていくというのが前提です。

また、本来であれば、義務教育が無償だということを鑑みると、清水委員がおっしゃったように、給食は、ただ食べるというだけではなくて教育活動の場だと考えると、国が一律で、公立小中学校の給食食材費は無償とするのが望ましいと私自身も考えていますし、国ができないのであれば、東京都において導入するのが本来のあるべき姿と思っています。

一方で、23区内の給食費無償化の実施の波がくる中で、多摩地域の子どもたちと23区の子どもたちが違うのかというあたりが、これは区部と市部の財政構造の違いを都民・市民の方にはご理解いただけていないので、そこはよくご説明した上で、どうあるべきか市としてしっかり、前提を考慮した上で考えていかなければいけないと思っています。

既に、低所得のご家庭には、就学援助等で食費負担はしていただいておりますので、実質無償化が実現できています。ただ、それは、所得制限を行った上で無償の方と有償の方がいるという見方もできるのかなと思ったときに、子どもに関することや子育て支援は、できるだけ所得制限、特に子ども自身に所得があるわけではありませぬので、親の所得で子どもに差があるということは、できるだけなくしたほうがいいという思いで、武蔵野市は所得制限なく18歳までの子どもの医療費無償化しています。その考え方で言うと、給食費については所得制限しているということなのねと、私自身の考え方をもちましたので、ここでせっかく区部のいろいろな動きがあったり、国も与党の幹事長の方が、これは国でやったらいいんじゃない、というような発言もあったので、そのあたりを考えて、せっかく長期計画・調整計画の議論の場がありますので、そこで議論をした上で、今後、武蔵野市としてどうしていくかというのは、ぜひ考えていきたいという思いでございます。

ご紹介をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、ほかによろしければ、次に、協議事項に入ります。

### 3 協議事項

(1) 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱 重点的取り組み事項 令和5年度改定案について

○松下議長 協議事項の(1)「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱 重点的取り組み事項 令和5年度改定案について」に入ります。

今年の3月に行いました令和4年度第3回の会議の際、昨年度の取り組み状況と今後の取り組みの方向性について協議を行いました。それを踏まえて、本日は、年度当初ですので、令和5年度の改定案をつくり、お示ししています。

それでは、資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長 それでは説明いたします。

初めて教育委員になられた方もいらっしゃいますので、「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱」とはどういったものなのかというところをご説明します。

本日、配付している資料の、参考資料「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱 令和4年5月改定」をご用意いただければと思います。

大綱とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、総合教育会議にて市長と教育委員会とで協議を尽くして、市長が策定するものです。大綱は、上から、基本理念、施策の基本的方向性、重点的な取り組みの3つで構成されております。

施策の基本的方向性については、4年程度を見通すものであり、あまり変わらないものです。一方、重点的な取り組みについては、4年近くを見通すものではございますが、毎年変わり得るものとしております。本日は、年度初めに当たり、この重点的取り組みを協議することになります。

なお、施策の基本的方向性については、今年度が策定してから4年目になりますので、次回11月の総合教育会議のときに、令和6年度からのものについて見直しの内容について協議する予定となっております。

それでは、資料4をお願いいたします。全部で10項目の取り組み事項が掲載されております。昨年度との比較で言いますと、1つ減って、1つ増えています。一番左側に振っている番号でご案内していきます。並び順としては、子ども、学校教育、生涯学習、文化となっております。

先ほど市長からも説明があったとおり、左から、まず、令和4年5月の改定内容、真ん中に令和4年度の取り組み状況、今後の取り組みの方向性、ここまでは今年3月の総合教育会議でご報告した内容です。右側の網かけの部分について、本日はご説明していきます。

なお、下線が引いてあるところが昨年度の記載からの変更点ということになります。

まず、1番「子どもの尊厳と権利が尊重される地域社会の推進」です。

内容ですが、冒頭、報告事項にもございましたとおり、「武蔵野市子どもの権利条例」がこの4月から施行されております。「子どもが成長するすべての過程において、子どもの尊厳と権利が尊重される地域社会を推進するため、さまざまな機会を捉え、子どもの権利に関する普及、啓発等の取組みを進める。また、子どもの権利擁護関係機関について、令和6年度開設に向け制度内容の検討を行う」としております。

また、今年度、来年度の2カ年をかけて「第六次子どもプラン武蔵野」を作成していくこととなります。当事者である子どもの意見を聴取してまいります。学校において、子どもにとって大切な子どもの権利等について、子ども自身が学ぶ機会をつくり、理解を促すとともに、子どもの意見表明や子どもの参加の実現に努めるという内容としております。

2番目「妊娠期から学齢期にわたる切れ目のない支援及び体制の推進」です。

2段落目「新たな複合施設こちらは保健センターのことですが、整備に伴う相談支援体制や機能連携のあり方についての検討を行う。また、児童福祉法改正に伴う児童福祉と母子保健の一体的相談体制について検討する。各機関において以下の施策を実施していく」としまして、4つの機関、健康課、子ども家庭支援センター、各学校、教育支援センターについてのそれぞれの取組みを記載しています。

3番目「総合的な放課後施策の推進」です。

2段落目のところから「保護者の多様なニーズに対応できる学童クラブの設置を促進するため、民間学童クラブの開設支援を行うとともに、児童増に対応するため学童クラブ室の準備を引き続き進める」としてあります。また、一番最後のところで、学童クラブの第三者評価を昨年度から実施しておりますけれども、「第三者評価を数年のサイクルで全クラブ実施する体制を整える」としてあります。

2ページをお願いいたします。4番「生きる力を育む幼児教育の振興」です。

内容としましては、「武蔵野スタートカリキュラム（試案）の実行・改訂をはじめ、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携の場づくりを各校で推進し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進める」としてあります。

5番目「学校改築の計画的な推進」です。

内容ですが、第一中学校については入札不調がありました。それを受け「工期の影響を最小限にとどめながら、当初設計の水準を維持した上で改築工事を進める。第五中学校については、実施設計に基づき改築工事を進める」。五小、井之頭小については、「基本計画どおり基本設計を行う」としてあります。

また、下線の「なお」のところですが、井之頭小学校については、一中の仮設校舎を活用する関係がございますので、「第一中学校の工期の進捗を見ながら、実施設計以降のスケジュールについても基本設計の中で検討を行う」としました。

また、改築の第1グループ後半の4校、二小、境南小、二中、六中について、「昨今の社会経済情勢や教育の質など、さまざまな観点から課題を精査する」としています。

削除となる旧6番目ですが、35人学級の導入については、対応の手当てが一定程度できておりますので、重点的事項の中から外すということにしております。

6番目「学習者用コンピュータを活用した学びの推進」です。

当初より3年かけて活用指針を作成することとしており、今年度がその3年目に当たります。一番最後のところで、これまでの「成果と課題を武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会で整理し、「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」を作成する」としています。

3ページをお願いいたします。7番「学校・家庭・地域との連携協働」です。

「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」の報告書に基づき、運営に関するガイドラインを作成し、モデル校（境南小・第一中）を中心に、学校運営協議会機能を加え、地域学校協働本部の機能を強化した開かれた学校づくり協議会の運営や地域学校協働活動の促進を図る」としました。

8番目が新規項目「学校図書館の機能の充実」です。

「学校図書館は、単に本を借りたり読んだりする読書センターの機能だけでなく、子どもたちにとっての居場所であり、学習センターや情報センターの機能を有している。配置時間を拡充した学校司書や学校図書館担当教諭を中心に、放課後の学校図書館開放や中央図書館との連携、読書の動機付け指導等、学校図書館の活用を推進する」としています。

9番目は取組み事項名が変わっております。「総合体育館等」、この「等」は陸上競技場を含みますが、「総合体育館等の改修及び市営プールの整備方針の検討」です。

内容としては、「誰もががスポーツを快適に楽しむことができるように、総合体育館の長寿命化を図るため、保全と機能改善等の大規模改修に向けて、工事内容の精査及び調整を踏まえて基本計画を策定する。また、5年ごとに更新が必要な陸上競技場の第三種公認検定を受けるため、改修工事等を行う。」「市営プールの整備については、第二期スポーツ推進計画に示された方向性を踏まえ、第六期長期計画・調整計画での議論を経て、今後の整備について検討する」としております。

最後「武蔵野市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進」は、少し文言を修正したものです。説明は以上です。

○松下議長 本件の進め方です。項目も複数ございますので、ページごとにご意見を伺っていきたくと思います。

まず、資料4の1ページ目の項目について、ご意見等ある方はお願いいたします。

○清水委員 2番です。網かけの部分のアンダーラインを引いてあるところですか。今までやってきたこともあります、それをどんどん深めていって、非常に丁寧にやっていると

いうことで、いいなと思っています。今、学校に常駐の支援員が入って、不登校だった子どもが学校に来れるようになったことが結構報告として上がっていて、非常によく機能していると思っています。

ここは書かれていませんが、感じていることをお話しさせてください。少子高齢化が全然歯止めがきかずに進んでいます。例えば、私の教え子や、学校の先生からの話の中で、子どもを産むかどうか迷っている、あるいは、2番目、3番目、持てるだろうか、非常に切実な声を聞きます。

それはどういうことかというと、保育所の待機がだいぶ解消されてきてはいますが、両親がフルで仕事していると、どうしても休暇がとれないという場面があります。ですが、子どもが保育園や学校で病気になって熱があると、迎えに来てくださいという電話がかかってきます。夫婦で連絡を取り合っても、どうしても休暇が取れない。そういうときに、それを補ってくれる手立てが、実はなかなかないのです。これが解消されないと、なかなか少子高齢化に歯止めがかからないのではないかと。

要するに、子どもは持ちたいんだけど、持つと今の仕事に支障が出てきてしまうということの中で、できることから始めて、例えば、保育所や学校から、時間までは一時預かりをしてくれるような、ちょっと医療もできるような施設であるとか、そういったような形で、本当に厳しい場合、多少有料であったとしても、そういうものがあることで安心して子どもを産み育てることができるんだという声を何人かから聞いているんですね。その辺をこれから知恵を出し合って、解決できる方向に持っていけないかな。そこをすごく感じております。ということで、お願いですけれども。

○松下議長 今ご紹介いただいたのは、武蔵野市ではなく、広い意味でということですね。

○清水委員 そうですね。武蔵野市ということではないですが、何か武蔵野市として、できることはあるのか。何かアイデアが出てきたらすばらしいと思っています。

○松下議長 武蔵野市ではファミリーサポートを行っていますが、どこまで対応してもらえるのでしょうか。病児・病後児保育については増やして、今、市内に3つあります。

○勝又子ども家庭部長 補足いたします。ファミリーサポートセンター事業については、地域で見守るということで、登録いただいている協力会員の方、これは、一般の主婦の方や仕事をしていない方に協力していただいているため、通常は病気のことは想定しておらず、今の制度の中ではハードルが高いかということがあります。

今、病児・病後児保育事業をやっております。これは、例えば、朝、お子様の調子が悪くなって、ただ、会社に行かなければいけない場合に、病院に行って、預けることができれば、病児・病後児保育に預けてから仕事に行くというサービスですが、途中で体調が悪くなった場合、これは市でも想定していないことではないですが、かなり難しい。病児・病後児保育施設のサービスとして、看護師が迎えに行くという自治体もありますが、お子

様の状態によってはお医者さんに診せなければいけないこともありますので、例えば、熱があつて、すぐ医療機関にかからなければいけない場合は、保護者の方が判断をしないと、医療を受けさせることの責任が事業者のほうにいつてしまうという関係があつて、なかなかハードルは高いのですが、今、清水委員からいただいた意見を踏まえて、行政で何ができるのか、少し検討はしたいと思いますが、すぐには少し難しいかなと思います。

○松下議長 おっしゃったこと、とてもよくわかります。私も我が子が保育園時代には、携帯電話の着信画面に何々保育園と出ると、心臓がとまりそうになって、夫とやりとりして、どっちが行くか、みたいなのをやっていたので、お気持ちは本当にわかります。

一方で、ケース・バイ・ケースなので、一概に線引きはできないですが、働く側の理解やサポートも必要。そして、行政側でできることとして、保育園や病児病後児保育、そこへの送迎や、いろいろな形で子育て家庭を支えるセーフティネットをどうつくっていくかは、しっかりと考えていかなければいけないと思います。ありがとうございます。

○清水委員 ありがとうございます。そういう仕組みができていたのは知らなかったです。ただ、今、部長がおっしゃったように、まだニーズを完全に網羅できていないわけではないので、少しずつ改善していただければと、やっぱり武蔵野市だとなと思います。とても頼もしく感じました。ありがとうございました。

○松下議長 ありがとうございます。

○高橋委員 3についてです。何か変えてほしいということでは全くないですが、まさにと思ったのは、下線で「保護者の多様なニーズに対応できる学童クラブの設置」とありますが、子どもは望んでいないんですよ。子どもはお母さんたちといたいんです。だから、本来は社会自体が、子どものいるご家庭に対して、子どもと一緒にいられるような環境をつくってあげるとするのが大前提であるべきである。我々も、保護者のニーズがこうだからというふうに、ある種保護者が楽になることを考えての施策になってしまうだけではなく、本来、子どもたちは何を望んでいるのかといたら、学童ではなくて、お母さん、お父さんと一緒にいたいということのほうに先にあるんだという認識のもとに行動していかなければいけないのではないかと思ったので、発言させていただきました。

○松下議長 ありがとうございます。

○井口委員 1番について、先ほどの子どもの権利条例の説明で、子ども議会は難しいという紹介がありましたが、あえてこのタイミングでもう一度お話ししたいのは、武蔵野市の本会議場を使っていないときに、例えば、学級会や生徒総会で活用すると、教室にいるのとまた変わって、新たな子どもの主権者教育にも少しずつ結びつくものもあるのではなかろうかと。既にやっているかもしれませんが、もしやっていないようでしたら、そんな取り組みもできるといいかなと思っていましたので、お話しさせてもらいました。

また、同じ1番について、親への説明という部分が、学校側ではいろいろな方法で伝え



ていたりしていますが、例えば、保護者会や講演会のテーマの一つとして、市が説明するというのもありかなと思っています。要は、保護者会の前に少し概要説明だけするよりは、ぜひ子ども子育て支援課の方が講師として、説明をするためにまとまった時間でいくような活動もいかがでしょうか。

次は3番目について、令和4年度の取り組み状況の「現状の市立学童クラブで行うことが難しいサービスの提供」が改善されていったのか、それとも、全く市立では無理な分野の内容を民間に渡していったのか。そのあたりをもう少しご説明いただけますでしょうか。

○松下議長 ご質問の部分にお答えできますか。

○岡児童青少年課長 今回の学童クラブで行うことが難しいサービスというのは、例えば、育成時間です。市立学童の育成時間は、延長保育も含めて何時までと決まっているところを、民間ではもう少し長い時間できたりします。あとは、市立学童では、育成方針の中でやれていないような学習的なところを、民間学童ではある程度自由に、団体の特色を出せるところに賛同する保護者の方がいらっしゃる。あとは、現状、課題と考えていますが、市立学童は今、3年生まで受け入れるのでも定員をオーバーしてしまうような状況でございまして、なかなか4年生以上の受入れは難しいところもありますが、民間学童では4年生以上も受け入れられるということで、そのようなところを含んでおります。

○松下議長 ほかにございますか。

○岩崎委員 子ども議会を武蔵野市の議場で実施するというのはすごくいいアイデアだと思います。シチズンシップ教育の一環として子どもにとって有益と思いました。

実は、シチズンシップ教育の研究者と言われる人たちは、子ども議会の機能にすごく注目をしていて、私の知っているまちでは、学校の生徒代表を議場に集めて議論させるということが、その子どもたちがまちに愛着を持つ機会として捉えています。人口流出率が高いので、できるだけ自分たちの住んでいるまちについて考えてほしいという思いがあって、子ども議会の活動を長年継続しているのです。

武蔵野市は、武蔵野市民科として、シチズンシップ教育を非常に高らかに掲げておりますので、その一環として子ども議会があるほうが、逆に自然ではないかと思います。子どもの権利条例というすばらしい条例を作ったということもありますので、いろいろ難しい案件があったのかもしれませんが、今後の検討課題として、将来的に望ましい形で子どもが、議会のプロセスにかかわるような機会をつくってあげてほしいと思います。

それから、長期計画・調整計画策定委員会にもお伝えしましたが、教育委員会の範疇は、学校教育だけではなくて、成人学習いわゆる生涯学習にも及びます。市民性の教育も含めて、ある程度、大人の教育というものも考えてほしいなと思います。例えば3番で、「妊娠期から学齢期にわたる切れ目のない支援及び体制の推進」は、総合的な観点から言えば、「妊娠期から生涯にわたる支援及び体制の推進」と言っていたら、総合政策的には

広い視野から生涯にわたる支援が望ましいと感じました。

○松下議長 ご要望でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、ほかになれば、2ページ目について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○清水委員 4番「生きる力を育む幼児教育の振興」です。武蔵野市スタートカリキュラムは試案とありますけれども、中身を見て、大変いいなと思いました。アンダーラインを引いてある、「幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進める」とありますが、確かに今までは円滑ではなかったなと思います。なぜかという、小学校1年生を担当した先生たちは、毎年のことなので、子どもたちってこういうものだよという思いで臨むんです。だけど、幼稚園や保育園の年長に行ってみると、子どもたちはすごく成長しているんです。その姿が、小学校に上がって、そのまま引き継がれて伸ばしていけたら、教育活動がもっともっと活性化すると思います。だから、そういう意味において、小学校の先生たちが、幼稚園、保育園の子どもたちがどんな学びをしているのかということをしかりと捉えるという機会として、これはすごくいいなと思って期待しています。

○松下議長 ありがとうございます。

○伊藤副市長 また長期計画・調整計画策定委員会での議論を少しご報告しておきます。5番の「学校改築の計画的な推進」ですが、これも市長との意見交換のときに、問題提起したところですが。前回の作業部会では、第1グループ後半の4校について、教育的な課題や、建替えに関する課題認識を、策定委員の皆さんと共有できましたので、それを踏まえて考えていかなければいけないということで、一旦議論は終わっております。策定委員の方は、最初、学校統合には少し否定的だったのですが、課題を説明し、ご理解いただいたので、今後、具体化する段階で見えてくるものがあるかなと思っております。

○松下議長 ご紹介ありがとうございます。学校の統合について長期計画・調整計画策定委員会も議論をするということですね。

○竹内委員 第1グループの後半4校という、中学校の統合ということですね。

○伊藤副市長 は仮設校舎や、子どもの移動のリスクも含めて、小学校も含めて、後半4校全体を見ての話をしました。

○松下議長 何かございますか。それでは、次に3ページ目について、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○井口委員 7番について。今回、モデル校2校が始まり、日ごろの教育委員会定例会などを通して指導課には伝えていますが、本日は児童青少年課の方々もいらっしゃるので、少しお話をしたいと思います。

地域の実情として、学校で言いますと、PTAの後継者がなかなかいないというのは、皆さんもご存じかと思います。年度始めの保護者会でクラス委員を決めるとき、全員下を

向いて、お尻が椅子の形になるぐらいまで、我慢することもあったり、また、夏休みが終わると、いよいよ来年度のPTA会長を決めるときに同じ思いをしているということがあ  
る中で、昨今、PTAは任意団体だという声がとても広く知れ渡ったことから、そもそも  
PTAに入らない人が出てきているような声も耳にすることがあります。

この話を今した理由は、青少協も同じ思いをしている方が多くて、うまく後継者に代が  
継がれている地区もあれば、なかなか次が決まらない地区もある。これは、当然、地域団  
体で言えば、青少協だけではありませんが、ぜひ児童青少年課も通して、青少協の活動内  
容までも踏み込んだようなモデル校として、委員会が進んでいけたらいいのではないか。

具体的には、青少協が担っている部分で言うと、地域団体と共催でやっている部分もあ  
りますが、花壇の手入れや、どんど焼き。この運営すら難しい。ぜひこういうところまで  
踏み込んだようなモデル校実施になり得るように、広い視野で進めていっていただいて、  
いろいろなことにチャレンジして、いいことを蓄積して行って、モデル校が広がっていく  
ような動きになると、とてもこれは地域にいい動きになっていくのではないのでしょうか。  
後継者問題というところから、本日は児童青少年課さんもいらっしゃるので、お話させて  
いただきました。

○松下議長 ありがとうございます。

○岩崎委員 2点ございまして、まずは8番「学校図書館の機能の充実」についてです。  
学校図書館は、読書センター、学習センター、情報センターの機能を有していると言われ  
ています。改定案にもこの言葉が書かれておりますが、学習センターとして、学校教育で  
図書館をどのように活用しようとしているのか。そして、情報センターとして、6番「学  
習者用コンピュータを活用した学びの推進」との関連はどうなっているのか。そしてさら  
に、デジタル化の推進は、アナログを否定するものではないと思いますが、デジタルを補  
填する自然体験や紙媒体の図書を使った学習などとの関係やバランスはどのように考えて  
いるか、以上3点をお伺いしたいのが1点目です。

2つ目は、学校教育における武蔵野市民科に私はとても注目し、期待していますが、一  
方で、成人に対する武蔵野市民のアイデンティティを醸成させるような教育や学習機会  
の提供も視野に入れてほしいと長期計画・調整計画策定委員会に申し上げました。

それに関連して、6番に戻りますが、学校教育においては目を引く「デジタル・シテ  
ィズンシップ教育」という言葉があります。一方で、成人に着目しますと、武蔵野市民の民  
度は高いとは思いますが、行政のデジタル化が推進されれば、デジタルスキルに習熟して  
いない市民で、それに対応できない人が出てくるわけです。このようないわゆるデジタル  
スキルに習熟していない市民に対して、行政のデジタル化で不利益を被らないような大人  
に対するデジタル・シティズンシップ教育プログラムというのは武蔵野市では検討しよう  
としているかということをお伺いしたいです。

○松下議長 ご質問ですので、お答えをお願いいたします。

○高丸指導課統括指導主事 最初に、学習センター、情報センターとしての学校図書館の活用と、デジタルの兼ね合いというところですが、学習センターとしては、例えば、小学校であれば、社会科の授業で地域について調べていく中で、図書館に所蔵されている資料を活用して調べ学習を進める等活用されていると思っております。

ただ、デジタルとの兼ね合いとして、学習者用コンピュータで簡単に調べられるようになっている一方、本の一流の資料といえますか、そういったところに触れていくことは非常に重要であると考えております。そういったところは教員も、学習者用コンピュータを使って広く調べていくことと、学校図書館の資料を使ってもう少し深く調べていくことをうまく使い分けていると思います。そういったところをしっかりとできるように、市としても、新しい学校図書館、学校司書との連携等を深めて、さらに進んでいければと思います。

○伊藤副市長 残りのほうの質問ですが、教育委員と策定委員の意見交換でいただいた意見を全て策定委員会で議論できているわけではないですが、いただいた意見をこれから先、職員と策定委員で議論します。担当課としてどう考えるか、策定委員がどう考えるかを意見交換して、計画案にどう載せるかというのを反映していきます。

一部、市民科の教育を全市民にという、生涯学習的な視点の議論はしましたが、そこについては何らかの形で、いろいろなところが様々な生涯学習をやっているの、連携をとりながらやっていくというのを明確に書いたほうがいいのではないかという議論は多少ありました。今後また計画案になりますので、そこでまたご確認いただいて、ご意見いただければと思います。

○松下議長 ありがとうございます。

○高橋委員 8番「学校図書館の機能の充実」について、学校の図書館は、教室に入れなような子どもが、図書館ならば行けるというような場所でもあると私は思っています。ここで、「子どもたちにとっての居場所であり、学習センターや情報センターの機能を有している」とありますが、学校司書や学校図書館担当の教員というだけでなく、子どもたちがちょっと話せる大人がいる、ちょっと気持ちが安らぐような、本には直接関係ないかもしれませんが、そこに行ったらちょっとほっとするような機能というの、今後の図書館のありようではないかと思っております。なので、何も専門性のある学校司書だけではなく、ちょっと何か話せるような方がいてくださるというの、考えていただいてもいいのかなと思いました。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○清水委員 私も8番です。学校図書館は、今、どこの学校でもかなり子どもたちが好きな場所で、利用されていますが、ここで読書センターの機能だけでなく、子どもたちにと

っての居場所として機能を広げていって、いろいろと考えていくというのはとても大事なことだと思います。これは、大人の考え方だけではなくて、子どもたちの夢とか願いが入ってくることによって、子どもたちは主体的に関われているという喜びを感じる。そこを自分たちでより発展的に活用していくことにつながるのと思います。そういう意味においては、ぜひ子どもの意見を聞く機会をつくって進めてほしいと思いました。

○松下議長 ありがとうございます。

○竹内委員 私も8番について、学校図書館は、指導課が所管ですが、例えば、学校における読書の動機づけ指導など、市立図書館との学校連携が進んでいます。そういった意味で言うと、図書館が学校図書館との関係の中で果たす役割は結構大きいと思います。自治体によっては、図書館が学校図書館の支援をする、そういう先端的な機能を担っているところもあります。そこまでかどうかは別として、少なくとも学校図書館の今後について、どういうふうに図書館が関わるができるのかという意味で、本当は担当課として、指導課と一緒に図書館が記載されていてもいいと思います。所管について、これは教育委員会内部のことですが、図書館も協力してやっていくべき大きい課題と思っています。

○松下議長 ありがとうございます。

学校図書館の充実は、私自身、先ほど統括指導主事からご紹介があった市内中学校の「市長に提言」という中で、特に試験前に学校に残って勉強がしたい。1人だけではなくて、友達同士と一緒に勉強したいけど場所がないというご提言がありまして、その思いを生かしてあげなくてどうするという思いもありまして、普通、あまり勉強したくないという気持ちもあるじゃないですか。特に試験前、自分1人ではあれだし、家に帰ってはなかなか勉強できないけれども、学校で友達とだったら教え合ったりして勉強したい。武蔵野市は、小学校ではあそべえで、学校に残って遊べるのに、なんで中学生にはあそべえはないのかとか、じゃ、まなべえがあるといいね、みたいな話をする中で、学校図書館の開館時間を延長することによって、そこで生徒同士が試験勉強をしたり学んだりできるかなという思いもございます。子どもたち、生徒たちの意見から考えてできている部分というのもありますので、これからもそのようなことを大事にしていきたいと思っています。ありがとうございます。

それでは、ほかにございますか。よろしいですか。

では、施策の大綱、重点的取り組みの改定案について、一通り協議をいたしました。ほかに全体を通して何かご意見のある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。よろしかったですか。

それでは、本日の協議を踏まえて、今年度の施策の大綱の取り組み状況を今後決定することとし、次の事項に移りたいと思います。

#### 4 その他

##### (1) 令和5年度総合教育会議開催日程について

○松下議長 次に、令和5年度総合教育会議開催日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長 それでは、資料5をお願いいたします。今回は、11月1日14時からになります。場所は、同じく412会議室です。先ほどもご案内しましたとおり、令和6年度からの施策の大綱の中の施策の基本的方向性等について協議いただく予定です。今年度は、第3回が3月1日、同じく14時から412会議室で予定しております。定例としては記載のとおりですが、必要に応じて開催回数を増やす場合があります。ご了承ください。

○松下議長 今の件で何かご質問ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

##### (2) 中高生世代の意見聴取について

○松下議長 その他の(2)中高生世代の意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長 それでは、カラー刷りの「参加者大募集」と書いてあるチラシをご用意ください。「大募集」と書いておきながら、もうこれは締め切りになってしまいましたが、市報4月15日号から募集をかけておりました。現在、武蔵野市では第六期長期計画・調整計画の策定を進めています。この間、市民意見交換会等を開催し、多くのご意見をいただきました。その中で、中高生世代からも意見を聞くために、特に機会を設けて実施したいというものです。

日時は、5月28日、日曜日です。1時から3時の2時間で、むさしのエコレポートにて開催を予定しています。既に、35名の申し込みをいただいています。当初、20名程度で想定しており、定員は超えておりますが、全員参加していただこうと思っております。

また、中高生世代の方がお話ししやすいように、「あなたが住みたい、推したい武蔵野市ってどんなまち」という、広いテーマ設定をしています。

なお、当日は傍聴も可能となっておりますので、お時間の許す方は、ぜひ傍聴にお越しただいただければと思います。

○松下議長 ただいまの説明について、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようですので、本日の次第、議題等は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和5年度第1回総合教育会議は閉会となります。本日はありがとうございました。

午後 2 時 45 分 閉会